

総量規制基準（案）

1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号。以下「規則」という。）第1条の5の規定により、次の算式によることが定められている。

この基準を具体的に設定するには、算式中の C_c 、 $C_{c j}$ 、 $C_{c i}$ 及び $C_{c o}$ の値を定める必要があり、これらの値は別表1のとおりとする。

(1) 既設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

$$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

この式において、 L_c 、 C_c 及び Q_c は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_c 別表1の第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 1日につき立方メートル）

(2) 昭和55年7月1日以後の新・増設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

$$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_c 、 $C_{c j}$ 、 $C_{c i}$ 、 $C_{c o}$ 、 $Q_{c j}$ 、 $Q_{c i}$ 及び $Q_{c o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_{c j}$ 別表1の第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{c i}$ 別表1の第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{c o}$ 前項の式において用いられる C_c と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{c j}$ 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（平成3年7月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量）（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{c i}$ 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量（ $Q_{c j}$ を除く。））（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{c o}$ 特定排出水の量 ($Q_{c j}$ 及び $Q_{c i}$ を除く。)(単位 1日につき立方メートル))

2 窒素含有量に係る総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、規則第1条の6の規定により、次の算式によることが定められている。

この基準を具体的に設定するには、算式中の C_n 、 $C_{n i}$ 及び $C_{n o}$ の値を定める必要があり、これらの値は別表2のとおりとする。

(1) 既設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_n 及び Q_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)

C_n 別表2の第3欄(1)に掲げる窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_n 特定排出水 (排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量 (単位 1日につき立方メートル)

(2) 平成14年10月1日以後の新・増設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

$$L_n = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 $C_{n i}$ 、 $C_{n o}$ 、 $Q_{n i}$ 及び $Q_{n o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)

$C_{n i}$ 別表2の第3欄(2)に掲げる窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)

$C_{n o}$ 前項の式において用いられる C_n と同じ値 (単位 1リットルにつきミリグラム)

$Q_{n i}$ 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (平成14年10月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (単位 1日につき立方メートル)

$Q_{n o}$ 特定排出水の量 ($Q_{n i}$ を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

3 リン含有量に係る総量規制基準

リン含有量に係る総量規制基準は、規則第1条の7の規定により、次の算式によることが定められている。

この基準を具体的に設定するには、算式中の C_p 、 $C_{p i}$ 及び $C_{p o}$ の値を定める必要があり、これらの値は別表3のとおりとする。

(1) 既設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

$$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_p 及び Q_p は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

C_p 別表3の第3欄(1)に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_p 特定排水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 1日につき立方メートル)

(2) 平成14年10月1日以後の新・増設の指定地域内事業場に係る総量規制基準

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

C_{pi} 別表3の第3欄(2)に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{po} 前項の式において用いられる C_p と同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_{pi} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(平成14年10月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Q_{po} 特定排水の量(Q_{pi} を除く。)(単位 1日につき立方メートル)